

ご質問への回答（全2問）

Q1.10ページ目の短時間労働者の要件は①～④のいずれかに該当する場合ですか？すべてに該当する場合ですか？

2 短時間労働者の適用について

【基本的な考え方】

問1 短時間労働者を適用する要件を教えてください。

（答）特定適用事業所（※）に勤務するパート・アルバイト等の短時間労働者で下記①～④に該当する場合に、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

- ① 1週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 所定内賃金が月額8.8万円以上であること。
- ③ 学生でないこと。
- ④ 雇用期間が2カ月を超えて見込まれること※（通常の被保険者と同じ）

（※）特定適用事業所における、いわゆる企業規模要件については、令和6年10月1日から、特定労働者の総数が常時100人を超える企業から、常時50人を超える企業に引き下げられました。

10



A. ①～④のすべてに該当する場合となります。

Q2.14ページ目について、所定内賃金8.8万円に含まない賃金について教えてほしいです。残業代や割増賃金は含まれますか？

2 短時間労働者の適用について

問5 所定内賃金が月額8.8万円以上の算定基礎となる賃金には、どのようなものが含まれますか。

(答) 所定内賃金が月額 8.8 万円の算定対象は、基本給及び諸手当で判断します。ただし、以下の①から④までの賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ② 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増等）
- ④ 最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）

14



A. 予め決まっている賃金が対象となりますので、残業代や割増賃金は該当になりません。 なお、常に残業が発生している場合などは、該当となる場合がありますので、詳しくは日本年金機構へお問い合わせ願います。

短時間労働者の適用について詳しくはこちら

▼「年金Q&A（厚生年金）」
日本年金機構ホームページ



▼「社会保険加入の要件」
厚生労働省社会保険適用拡大特設サイト

